

声 明

2011年1月24日

薬害イレッサ訴訟統一原告・弁護団

本日、アストラゼネカ株式会社は、薬害イレッサ訴訟において、大阪地方裁判所及び東京地方裁判所における和解協議自体を拒絶することを明らかにした。

大阪・東京両地方裁判所は、本年1月7日の和解勧告において、薬害イレッサ問題を「深刻な被害」とし、被告らの救済責任を明言した上で、早期全面解決のために、訴訟の当事者に対し、真摯に受け止めて検討をすることを期待し、原告も、和解勧告を受け入れる意思を表明し、よりよい解決のために協議の準備をすすめていたところである。

しかしながら、被告アストラゼネカ社は、和解勧告について真摯な検討を行うどころか、協議のテーブルにつくことすらしないまま、裁判所の提案の受け入れを拒否する姿勢を打ち出した。被告アストラゼネカ社の対応は、イレッサによって被害を被りながら、被告らの誠意を欠く対応のため、6年半の長きにわたる訴訟を闘い続けてきた原告ら、並びに判明しているだけで800名以上にものぼるイレッサの被害者及び遺族に対し、二重三重の苦しみを与えるものであり、最大限の社会的非難が加えられるべきである。

アストラゼネカ社は、安全性の確保よりも自社の利潤を優先し、承認前から、学術情報の提供等を装って「従来よりも副作用の少ない抗がん剤」という宣伝広告を行い、医薬品の説明文書（添付文書）にも、致死的な間質性肺炎が発症することや対処方法などを適切に記載せず、医療現場や患者への注意喚起を怠り、医療現場や患者の期待感を利用してイレッサの販売を推しすすめ、被害の発生、そしてその爆発的な拡大という事態をひきおこした。

被告アストラゼネカ社に対しては、がん患者の尊厳を踏みにじる惨禍をもたらした責任を改めて自覚し、いま一度、真摯な反省のもとに和解協議の諾否について再考し、和解協議に応じることを強く求める。

また、被告国も、和解協議の場につくか否かについて未だ態度を明らかにしていないが、製薬企業がいかなる態度をとろうとも、薬害イレッサ訴訟の当事者として、裁判所の勧告を真摯に受け止めて和解協議に応じることはもちろん、被告アストラゼネカ社に対しても同様に和解協議の場につくよう働きかけることが、薬事行政を担う国・厚生労働省の当然の責務である。

原告らは、今後も、薬害イレッサの早期全面解決を実現するために全力を尽くす所存である。引き続きご理解とご支援をお願いする。

以 上